

例規検索システム（市内LAN対応版）用例規データ入力・管理委託に伴う契約締結に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成19年7月9日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

例規検索システム（市内LAN対応版）用例規データ入力・管理委託に伴う契約締結に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成19年5月11日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成19年3月30日付見積書写し、平成19年4月1日に記名押印したと称する契約書写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、何らの積算根拠もなく金額の妥当性を証する根拠もないのに、平成19年3月30日（金曜日）に見積書を徴収して（受領して）、同年4月1日（日曜日）に「甲乙記名押印」をしたとする虚偽の日付を記載した違法な契約を締結したのである。本件契約の締結及び履行は地方自治法第242条第1項に規定する

違法又は不当な契約の締結及び履行に該当するものである。事実証明書の見積書によると「更新データ入力」1頁につき1,695円、「例規検索システムデータ管理費」1月につき99,750円としているが、何らの積算根拠もなく予定価格も設定しておらず、その金額の妥当性を証する資料も一切存在しないのである。いわば、掴み金で業者の言うままに高額で契約したものである。本件契約に際しては高松市契約規則に規定する相見積書を徴収し見積もり合わせをすることさえ行っておらず、業者の言うままの金額で契約を締結しているのである。更に、地方自治法第234条以下の契約の締結に関する規定及び地方自治法施行令第167条以下の契約の締結に関する規定にも違反しているのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件違法な契約の締結・履行につき責任を有する者に対して損害の補填をさせる等の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は正常に機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、市の例規検索システム（市内LAN対応版）用例規データ入力・管理（以下「本件委託業務」という。）を民間業者に委託するに当たり、日曜日である平成19年4月1日付け契約書で締結した委託契約（以下「本件委託契約」という。）および同契約に基づく履行が、契約締結日の適法性や委託料積算根拠の妥当性・契約金額の相当性などの各点に照らし、違法な契約の締結および履行に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、上記の違法な契約の締結および履行について、責任を有する者に対して、損害の補てんをさせる等の必要な措置をとるよう、市長に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成19年6月5日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、請求人から、同年5月24日に陳述に代えて陳述書および証拠の提出があったが、その陳述の要旨は、市は、紙面による市例規集の加除訂正に関する内容の契約は存在しないにもかかわらず、第一法規株式会社から無償で加除訂正の給付を受けており、その事実は、当該経費が、更新データ入力および例規検索システムデータ管理委託料に含まれていると見るのが相当であり、本件委託契約の委託料積算根拠の無さを証左していると主張する内容のものであった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部庶務課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

なお、市長に対して別記のとおり、意見を付すものである。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴

取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 本件委託業務の内容とその委託の必要性

市は、昭和29年11月1日に高松市例規集発行規程を定め、その第1条で「市の職員等に市の諸規定を周知させ市行政の円滑な運営を計るため高松市例規集（以下「例規集」という。）を発行する。」と規定した上、例規集の発行を実施し始め、継続的に紙面による例規集を発行してきたが、その後、高度情報化した社会に対応した事務効率向上のため導入されたコンピューターの活用に伴い、市職員が、各自に配布されたパソコンを利用して、必要に応じ、いつでも直ちに例規集を閲覧することができるような体制を構築すべき要請が強まり、平成12年度から、OA総合情報ネットワーク（市内LAN）を利用した例規検索システム（以下「システム」という。）を導入することを決定し、その利用を市職員のみならず、一般市民に広く開放することとした。しかし、このシステムの導入・運営管理については、例規の制定改廃に伴うデータの編集加工業務およびインターネットによる住民への公開用例規データの編集加工業務ならびにシステムの運用管理業務など、極めて高度な専門的知識と能力を要するものがあり、市自体で対応することは事実上不可能であるため、これを専門業者に委託するほかはないと判断し、それを実行したものである。

市は、この市内LANを利用したシステムには、紙面による例規集と異なり、各種検索機能、新旧対照表の作成補助機能等があるため、例規整備に係る作業量の削減および精度の向上が図れることや、システムのデータを市ホームページでの公開用データとしても利用し得ることの利点があり、システムの維持管理には、専門的な技術および知識に基づく当該データの継続的な更新が不可欠ではあるものの、総合的には、効率性や経済性に極めて優れており、本件委託契約を必要不可欠なものとして認識している。

なお、平成17年度に周辺6町との合併に伴う例規整備に係る経費の増大を抑制するため、各所属に配置していたすべての紙面による例規集の追録を廃止したことから、現在では、このシステムが、各所属で例規

集の内容を確認できる唯一の手段となっている。

ちなみに、市は、紙面による例規集の追録の廃止によって、年平均で、600万円程度の経費の削減が可能になったとしている。

(2) 本件委託契約締結に至る経過

ア 本件委託業務の発注先業者の選定

市は、システムを導入する際、業者の選定に当たっては、当時、例規検索用システムを製品化していた代表的な業者2者から見積書および提案書を徴取し、庁内選考委員会において比較検討を行った結果、費用および機能の両面で優れていた第一法規株式会社（以下「委託業者」という。）を選定したものであり、それ以降、現在に至るまで継続して委託業者によるシステムを利用しているが、委託業者は、過去の市との契約をすべて誠実に履行しており、その実績から、市の信頼性は高く、契約履行に何らの危惧もないとして、本件委託業務の発注先を委託業者に決定している。

イ 本件委託契約の締結方法選択

市は、本件委託契約が、委託業者の開発したシステムを利用する上で必要不可欠なものであり、本件委託業務の特殊性から、これを受託する業者が短期間で入れ替わることは望ましくないと考えられることから、その契約締結方法は、競争入札に適せず、随意契約によることが相当であると判断し、委託業者1者から見積徴取を行い、随意契約により本件委託契約を締結した。

ウ 本件委託業務発注に関する予定価格の積算とその決定

本件委託業務は、平成12年度にシステムを導入して以来、毎年継続して行われるものであり、市は、本件委託契約を発注するに当たり、前年度契約におけるデータ入力委託料単価とデータ管理委託料の金額、およびその予定価格を参照し、平成19年度における更新データの入力予定ページ数等を検討した上で、本件委託契約のデータ入力委託料を1ページ当たりの単価1,695円に更新データの入力予定数1,900ページを乗じて得た金額322万500円とし、データ管理委託料を月額9万9,750円に12月を乗じて得た金額119万

7,000円として、その合計額441万7,500円を予定価格として算定している。

なお、本件委託契約金額は、平成17年度契約分から同額となっているが、平成16年度契約分以前は、データ入力委託料1ページ当たりの単価が1,785円、データ管理委託料が月額10万5,000円となっており、現在よりも高額であった。

(3) 本件委託契約の締結とその内容

ア 本件委託契約締結日の決定とその理由

本件委託業務に係るシステムは、その導入以来、継続的に運用され、会計年度の区切りや日曜日・祝祭日などの休日に関係なく、市職員や一般市民の間断ない利用に供されているものであり、市としては、日曜日である平成19年4月1日においても、開庁している職場で市職員が利用したり、一般市民が、公開されているホームページ上で利用したりすることができるよう万全の措置を講じておく必要があり、平成18年度契約の終期と平成19年度契約の始期の間中断が生じることは、厳に回避すべきであると判断し、平成19年度の始期が日曜日ではあるものの、同日より本件委託契約の効力を発生させることとし、平成19年度の委託料の支出を伴う契約の締結は、平成19年度中に事務処理をしなければならないこと、契約先が遠隔地に所在していること、本件委託契約の内容が前年度から引き続くものであること等を考慮して、前年度から事前の準備をし、同日付けで本件委託契約を締結することに決定した。

イ 本件委託契約締結の事務手続

市は、本件委託契約の締結について、平成19年3月28日付けの部長決裁により、予定価格および見積徴取業者を決定するとともに、見積説明の日時場所を同月30日午前9時から市庶務課で、また、見積りの日時場所を同日午後3時から同課で、それぞれ行うことを決定し、見積説明において、システムの利用に当たって必要とする機能、附属品等を明記した仕様書を提示して見積書の提出を求め、同日付けで委託業者から見積書を受領した。その後、市は、提出された見積書

の見積金額について、予定価格との比較検討を行った上で、見積金額を適当であると判断し、委託業者と本件委託契約を締結することが適当であると決定した。しかし、市は、その契約締結事務手続終了までの期間が極めて短く、平成19年度当初の同年4月1日から契約効力を発生させるための事務処理に制約がある上、契約相手方の委託業者が遠隔地に所在しているため、同日中に取りあえず委託業者側に口頭により本件委託契約を締結する意思表示を行い、内部的には管理業務部分の支出負担行為および入力業務部分の単価契約締結の決裁を経て、同年4月1日付けで、当事者双方が記名押印した契約書2通を作成した。

そして、本件委託契約書自体に、当事者双方が現実に記名押印し終えた日が、同月2日以降同日に近い日であることは明らかであるが、その日が何日であるかは、証拠上定かではない。

ウ 本件委託契約の内容

市が委託業者と締結した本件委託契約内容の概要は、市が委託業者に対し、同契約書第1条第1号アで定めるインターネットによる住民への公開用例規データ編集加工業務と、同号イで定める更新すべき例規データ編集加工とサーバーへの入力業務、および同条第2号で定めるシステムの運用管理業務を委託し、その委託料として、例規検索システム用例規データ入力費を1ページ当たりの単価1,695円で支払うとともに、例規検索システム用データ管理費を月額9万9,750円で支払い、第1条第1号アに規定する編集加工に係る経費およびインターネットによる住民への公開用例規データを使用する権利に係る使用料は無償とするというものであり、その契約期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとなっている。

そして、委託業者は、同契約書第1条第1号アに規定する入力業務（編集加工業務）が完了したとき、当該データが記録されたCD-ROMを市に引き渡さなければならないが、その納入があったときおよび第1条第1号イに規定するサーバーへの入力業務が完了したときは、市が検収することとなっており、委託料の請求および支払につい

ては，入力業務に係る委託料は，検収に合格した後に，前月分の管理業務に係る委託料は，毎月初めに，それぞれ委託業者が，市に対して請求を行い，市は，委託業者から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとされている。

(4) 本件委託契約締結に関する諸規定

市など地方公共団体の契約締結については，法第234条で一般競争入札によることを原則としているものの，同条第2項は，政令で定める場合に該当するときに限り，随意契約によることができると規定しており，これに基づいて制定された同法施行令第167条の2第1項第2号では，随意契約によることができる場合の例として「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定しており，市は，これらの規定に基づき，本件委託契約も競争入札によらず，随意契約で締結している。

そして，高松市契約規則（以下「契約規則」という。）第18条第1項は，随意契約により契約を締結しようとするときは，あらかじめ予定価格を定めなければならないが，予定金額をもって予定価格とすることができる旨を規定し，同条第2項は，随意契約による場合は，契約書案その他見積りに必要な事項を示してなるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないが，特別に市長が認めたときは，この限りでない旨を規定しており，市は，これら規定に基づき，随意契約により本件委託契約を締結するに当たり，委託業者1者だけの見積書提出により処理している。

なお，市は，本件委託契約に係る契約期間を，平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間としているが，これは，法第208条第1項および同条第2項が，普通地方公共団体の会計年度を4月1日から翌年3月31日までとし，各会計年度における歳出は，その年度の歳入をもって，これに充てなければならない旨規定し，法第220条第3項は，原則として，毎会計年度の歳出予算の経費の金額を翌年度において使用することができない旨規定していることによるものである。

市は、契約締結日に関して、日曜日である平成19年4月1日付けの契約書に記名押印をし、本件委託契約を締結しているが、高松市会計規則別表第1第13項は、支出負担行為として決裁を受け、処理する時期を、「契約をしようとするとき（請求のあつたとき。）」と規定しており、契約の成立時期について、法第234条第5項は、契約を締結するに当たり、契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長またはその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないと規定している。

(5) 本件委託契約の適法性に関する市の認識

市は、本件委託契約は、競争入札に適しないと判断したため、法第234条第2項、同法施行令第167条の2第1項第2号および契約規則第18条第1項・第2項の各規定にのっとり、1者随意契約で締結したものであって適法であり、その契約金額についても、過去5年間の契約実績において適正に減額してきており、同様のシステムを有する類似都市の契約金額と比較しても適当な水準であることから、本件委託契約金額は妥当な金額であると認識している。

また、市は、日曜日である平成19年4月1日付けで本件委託契約を締結していることについても、同年3月30日に契約締結の意思を委託業者に示し、同年4月1日以降の委託業者による役務の提供を担保するとともに、その後、契約書に当事者双方が記名押印することにより、法第234条第5項に規定する「契約の確定」がなされたと解釈しており、適法な契約処理であると認識している。

2 監査委員の判断

(1) 本件委託契約締結の必要性について

市は、「監査により認められた事実」の(1)で明らかにしているとおり、市職員等に市の諸規定を周知し、市行政の円滑な運営を図るために発行していた例規集の例規整備に係る作業量の削減と精度の向上を図るとともに、高度情報化した社会の要請にこたえて利便性・経済性に優れた体制を構築するため、システムの運用を導入することを検討し、平成12年度から、これを実施してきたものであるが、その実施については、専

門的な技術および知識を要するところから，これをシステムの開発業者である専門の委託業者に委託するほかはなく，そのために本件委託契約の締結は必要不可欠のものと言わなければならない，その必要性は十分に認められる。

そして，市は，平成17年度の周辺6町との合併に伴い，例規整備に係る経費が大幅に増加したことから，各所属に配置している紙面による例規集の追録を廃止したが，例規は，頻繁に制定改廃されるものであり，現在では，システムが例規の内容を確認できる唯一の手段となっている実情に照らすと，本件委託業務である例規データ更新に伴う入力業務およびメンテナンス等管理業務を，継続的に行わなければならない状況にあり，その必要性は増大こそすれ，減少することはないものと推認されよう。

(2) 本件委託契約の締結日付の妥当性について

請求人は，市が，本件委託契約を締結するに当たり，委託業者から，金曜日である平成19年3月30日付けで見積書を徴取し，日曜日である同年4月1日付けで記名押印したとする虚偽の日付を記載した契約書を締結していることは，違法または不当な契約の締結に該当し，それに基づく履行は違法または不当である旨主張しているので，この点について検討する。

「監査により認められた事実」の(3)のアおよびイで明らかにしているとおり，市は，本件委託契約を締結するに当たり，前年度である平成19年3月30日付けで，委託業者から見積書を徴取しているが，地方公共団体の財務会計は，原則として，当該年度の歳出について，当該年度中においてのみ執行し得ることとなっているため，本件委託契約についても，当然，同年3月31日以前に締結することは許されないが，見積書の徴取は，年度早々に必要とされる委託業務の履行のためのいわば準備行為であると解され，単なる契約の申込みを受ける段階にとどまり，これに承諾を与えているものではなく，会計年度独立の原則を侵すものとは言えない。

そして，市は，委託業者から上記見積書の提出を受けた後，その内容

について適当であると判断し、口頭により委託業者に契約を締結する意思表示を行った上、同年4月1日付け契約書を作成し、同日が日曜日であったため、実際には、同月2日以降同日に接近した日に当事者双方が記名押印して契約締結しており、契約書の作成日付と現実に契約書に当事者双方が記名押印した日に幾分相違があることは請求人指摘のとおりであり、その事実を前提にして、本件委託契約の適法性を検討しなければならない。

この点に関する法第234条第5項は、市などの地方公共団体が、契約につき契約書を作成する場合において、地方公共団体の長またはその委任を受けた者が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、その契約は確定しないとしており、現実に契約書に記名押印された日が契約成立の日であると解され、契約書の作成日付がそれより前であっても、その契約の効力を遡及させることはできず、契約成立日前は相手方に対して履行の請求はできないとされている。

この観点から、本件委託契約について検討すると、本件委託契約は、その契約書に当事者双方が記名押印した同月2日以降同日に接近した日に成立し、その効力が生じたものと見なければならず、その成立日が契約書作成日付と異なることになり、その間は契約の効力が及ばないものと言わなければならないが、契約自体は有効に成立し、何ら違法または不当なものは認められないと言えよう。

そうすると、契約書作成日付の日から、契約成立の日までの間に委託業者が行った役務の提供の是非が問題となるが、その点については、「監査により認められた事実」の(3)のAおよびイで明らかにしているように、その間も継続的に委託業者による役務の提供が必要であったこと、市と委託業者の間に本件委託契約締結に関する合意が成立し、その契約締結の見込みが確実であったこと、契約成立までの期間が極めて短期間であったこと、何日間かの遅れはあったものの、現実に本件委託契約が成立し、その履行が問題もなく継続的に行われていることなどの事情に照らせば、その間の委託業者による役務の提供をあえて違法または不当なものと言うに値するものではないと思料する。

したがって、この点に関する請求人の主張は理由がないものと判断する。

(3) 本件委託契約に係る委託料の積算根拠および契約金額の相当性について

次に、請求人は、市が、本件委託契約締結について、委託料の積算根拠が全然なく、予定価格も設定せず、契約金額の妥当性を証する資料も一切存在しないのに、業者の言うままの金額で契約を締結しており、違法がある旨主張しているので、その点について検討する。

市は、「監査により認められた事実」の(2)のウで明らかにしているとおり、契約規則第18条第1項の規定に基づき、前年度の業務実施実績を基準として、本件委託契約の締結に係る予定価格をあらかじめ設定し、その後、委託業者から提出された見積書について、その内容を審査し、予定価格との比較検討を行った結果、見積金額が市の予定価格以内であったため、それを適当と判断して契約を締結しており、その積算根拠を示して予定価格を設定していることは明白であり、かつ契約金額についても、「監査により認められた事実」の(5)で明らかにしているとおり、同様のシステムを有する類似都市の契約金額と比較しても適当な水準にあることや、過去5年の間に減額化していることなどに照らし、相当性が認められ、請求人の主張は失当であると言わざるを得ない。

なお、請求人より平成19年5月24日付けで提出された陳述書および証拠において、請求人は、紙面による例規集の加除訂正に関する内容の契約が存在しないことについて、市が、委託業者からの発意による無償の提供を受けている旨説明しているにもかかわらず、本件委託契約金額の中に、例規集の加除訂正に要する経費が含まれていると主張しているが、「監査により認められた事実」の(1)で明らかにしているとおり、市は、平成17年度の周辺6町との合併に伴い、各所属に配置している紙面による例規集の追録をすべて廃止していることに加え、本件委託業務に係る平成17年度からの契約金額が、平成16年度以前の契約金額よりも安価になっていることから、本件委託契約金額に、例規集の加除訂正に要する経費が含まれていないことは明らかであり、請求人の主張

は、それ自体失当であり、理由がないことは明らかである。

(4) 本件委託契約の締結手続の適法性について

次に、請求人は、市が、見積合わせを行わずに、委託業者1者の見積りにより随意契約で本件委託契約を締結したことは、違法である旨主張しているため、その点について検討する。

契約規則第18条第2項は、随意契約を締結する場合は、なるべく2以上の者から見積書を提出させることとする旨規定しているが、それは、あらかじめ作成した予定価格と対比して、価格の適否を検討し、見積合わせにより契約の相手方を選定する資料とするためのものであり、その例外として契約の相手方となるべき者に選択の余地がない場合、または、契約の目的物の価格が統一されている場合には、2以上の者から見積書を徴取する必要はないと言える。

「監査により認められた事実」の(2)のアおよびイで明らかにしているとおり、委託業者は、市がシステムを導入するに当たり、見積書および提案書を徴取した際、価格および機能の両面で他社より優れ、システム導入後も、市との契約をすべて誠実に履行している実績を有していたことを考慮し、本件委託業務の遂行には専門的な技術および知識が必要であることを考えれば、市が、法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本件委託契約の締結方法を委託業者との一者随意契約によることを決定したことには、正当かつ合理的な理由があると認められることができる。

なお、市は、その他の契約手続面においても、関係諸規定に基づき、適法かつ相当に事務処理手続を行っており、何ら違法・不当なものは認められず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

(5) 本件委託契約履行の合法性について

市が、委託業者と締結した本件委託契約の内容は、「監査により認められた事実」の(3)のウで明らかにしたとおりであり、委託業者は、契約書に定める業務内容を適正かつ誠実に実施し、市は、データの編集入力業務については、その業務が完了した際に、管理業務については、毎月、市による検収を受け、検収に合格した場合に、それぞれ契約代金を委託

業者に支払うというものであるところ，委託業者は，適正かつ誠実に約定業務を遂行して，相応の成果を挙げており，その履行に係る事務処理については，特に何らの問題も生じておらず，その履行状況は，適法かつ相当なものであると判断する。

(6) 本件委託契約締結における法第234条以下および同法施行令第167条以下の契約の締結に関する諸規定に違反する事実の有無

最後に，請求人は，本件委託契約締結には，市において，法第234条以下および同法施行令第167条以下の契約の締結に関する諸規定に違反する違法があると主張しているため，この点について検討する。

請求人が主張する各規定は，地方公共団体が，契約の締結に係る事務を行うに当たり，遵守しなければならない手続等について規定しているものであるが，これまでに明らかにしたように，本件委託契約の締結は，正当な理由で，適正な手続によって行われているものであり，前記各規定に違反するものは何ら見当たらず，毛頭，違法・不当なものと言うことはできない。

また，その契約の締結が市に損害を与えたものとは到底認められず，請求人の主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上，検討のとおり，請求人の主張は，いずれの視点から見ても，理由がなく失当である。

よって，本件監査請求には，理由がないものと判断する。

3 市長に対する監査委員の意見

本件委託契約は，市職員等に市の諸規定を周知させ，市行政の円滑な運営を図るために発行している例規集の例規整備に要する作業量の削減と精度の向上を図るために，市が導入したシステムの継続的使用に欠くことができないものであり，インターネットを通じて一般市民の利用にも供されており，間断なく継続的に維持されることが要請される場所，本件委託契約の締結手続では，契約締結すべき会計年度の始期が日曜日となっていた事情のため，契約書作成日付の日より，現実に当事者双方が契約書に記名押印した契約成立日が数日遅れたことから，その間に空白が生じ，請求

人から違法または不当なものとの指摘があったものである。

監査の結果、請求人の主張は認められず、幸い特段の支障が生じる事態も惹起されなかったものの、本件委託契約の契約書作成日付と契約書に当事者双方が記名押印して契約成立とされる日が異なることは、決して是認されることではないので、今後、各種契約を締結する事務手続を執る場合には、契約書作成日付と契約成立日を一致させることを徹底されることを要望する。